

生駒山麓公園再整備による地域活性化のための基盤整備検討懇話会開催要綱

(趣旨)

第1条 生駒山麓公園がより魅力ある公園であり続けられるよう、公園のポテンシャルを最大限に引き出すことができる再整備と管理運営方法の見直しにかかる各種の検討を行うに当たり、外部有識者等の意見又は助言を求めるため、生駒山麓公園再整備による地域活性化のための基盤整備検討懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 生駒山麓公園の再整備と管理運営方法の見直しに係る基本的な方針に関すること。
- (2) 基本的な方針に基づいた具体的計画に関すること。
- (3) 生駒山麓公園の状況を分析し、活用する他施設の情報に関すること。
- (4) その他、生駒山麓公園の再整備等の見直しに関し市長が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民団体等の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

(運営)

第4条 市長は、学識経験のある者の中から懇話会を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、分科会を開催することができる。

2 市長は、懇話会の参加者その他必要と認める者のうちから分科会への参加を求めるものとする。

(開催期間)

第6条 懇話会の開催期間は、生駒山麓公園の基本的な方針及び具体的な計画が確定するまでとする。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、みどり公園課において処理する。

(施行の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月10日から施行する。